

厚労省「第12回 チーム医療推進会議」 看護師能力認証の仕組みの在り方を議論

2012/7/13

7月12日のチーム医療推進会議（座長：永井良三・自治医科大学学長）では、看護師の能力を認証する仕組みの在り方に関する議論が行われた。



2011年11月28日に提出された「看護師特定能力認証制度骨子（案）」を踏まえ、事務局から大きく2つの論点が提示された。論点①としては、「チーム医療推進に向けた看護業務検討WGで検討されている医行為分類とカリキュラムをどのような形で位置付けるのか」が示された。一方論点②として、「看護師の能力認証を実施する場合、国の関与範囲をどこまでにするか」が挙げられた。

論点①についてはさらに、A案・B案が提示された。A案では「法令上、特定の医行為及びカリキュラムを位置付ける」という内容が示されている一方、B案では「特定の医行為が診療の補助に含まれることを明確化するとともに教育・研修の付加、安全管理の整備をガイドライン等で示す」という内容が示された。議論の中でA案を支持する委員が多かったが、A案、B案ともに様々な意見が出された。藤川謙二委員（日本医師会常任知事）からは、「A案では特定行為を誰が行うのかなど現場に混乱をもたらす。また医療は日進月歩で進歩を遂げているため、医行為でくくるという考えになじまない。一方、B案は現場で対応できる緩やかなガイドライン等を定めるのは検討に値するが、医療安全の観点から賛成しがたい。A案、B案だけでなく、新たにC案を検討しても良いのでは」という意見が出された。一方、山本信夫委員（日本薬剤師会前副会長）からは、「A案では法令に基づきはっきりと整理できるが、B案ではガイドライン等で整理するためグレーゾーンが出てくる」との発言がなされ、永井座長からも「何らかの部分は法的に位置付ける必要がある」とのコメントがなされた。

一方論点②についてもA案・B案が提示された。A案では「国が能力認証を実施」、B案では「関係団体、関係学会等が独自に能力認証を実施」という内容が示された。資料として提出された麻酔科標榜医や精神保健指定医など、法令に基づく追加教育等で業務範囲を位置付けている事例を参考にA案、B案双方に対し様々な意見交換が行われた。太田秀樹委員（全国在宅療養支援診療所連絡会事務局長）からは、「B案では、職能団体の組織率が50%を割り込んでいるところもあり、そこに認証を任せるとはいかがなものか」との意見が出された。また、藤本晴枝委員（NPO法人地域医療を育てる会理事長）からは、「B案の場合、能力認証を実施予定の団体や学会に事前に考え方や取り組み方法などの聞き取り調査を行ってほしい。それからでないと信頼できない」との考えが示された。一方、多くの委員からは、「国の関与レベルを0、100と割り切るのではなく、幅広いレベルを考えるべき」との発言がなされた。

以上を踏まえつつ、次回までに事務局がより詳細な論点を整理し、さらなる議論を進めていく。